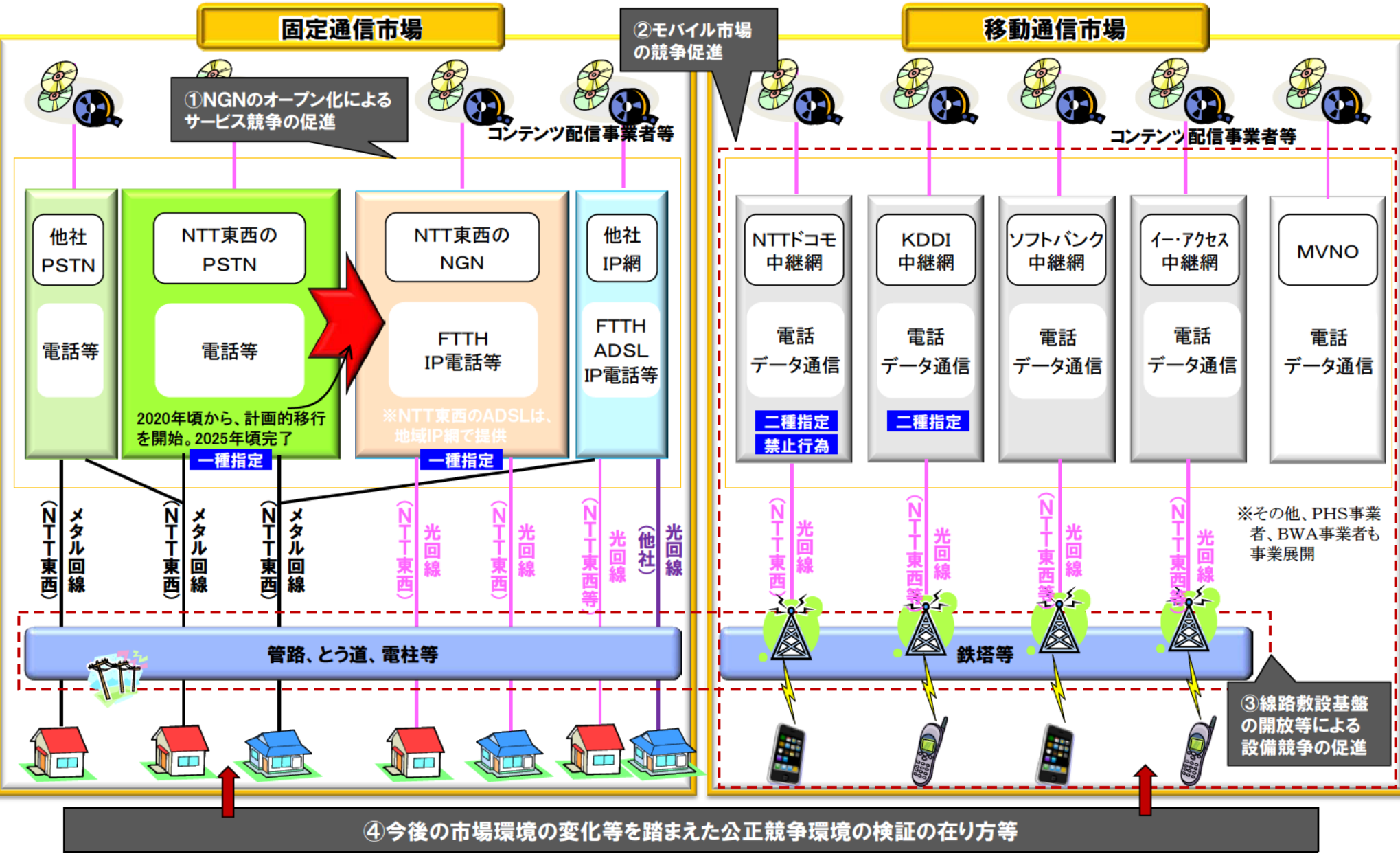


「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」 答申を受けた競争政策に関する取組状況

平成 24 年 8 月 9 日

総務省総合通信基盤局

答申第II編「ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について」の全体像



1 NGNのオープン化によるサービス競争の促進

● 中継局接続機能※のオープン化

※ 接続事業者が自社IP網をNTT東西のNGNに接続することにより、自社ユーザとNTT東西のユーザとの間の通信サービスの提供を可能とする接続形態

- 現在10Gメニューのみとなっている接続料設定単位の細分化等、更なるオープン化を図るために必要な措置をとることが適当。
- 現在NTT東西で各2か所となっている接続事業者との標準的な接続箇所について、コスト等に留意しつつ予め増設することが必要。

● 収容局接続機能※のオープン化

※ 接続事業者が自社アクセス回線等をNTT東西のNGNに接続することにより、一定規模のコア網を持たなくとも、自社ユーザ間の通信サービスの広域提供や、自社ユーザへのインターネットサービスの広域提供を可能とする接続形態

- 現在1Gメニューのみとなっている接続料設定単位の多様化等、必要なオープン化について検討を行うことが適当。

● アクセス回線におけるサービス競争の現状

- 配線ブロック※に係る設備構築状況がサービス競争の在り方に影響を及ぼす可能性があり得ると考えられるため、一配線ブロック内の戸数が過小なものについて設備構築状況を精査し、必要な見直しを検討すること等が必要。

※ NTT東西は加入光ファイバ回線の敷設・配線に当たり、原則として全国を配線ブロックと呼ばれる区画に分けて設備構築を行っている

- 配線ブロック情報の開示の在り方を見直した上で、情報開示告示の改正などの所要の措置を講じることにより、接続事業者による加入光ファイバ利用の円滑化を図ることが必要。
- GC接続類似機能等について、情報通信行政・郵政行政審議会において、多角的な観点から検討を行うことが必要。

1 NGNのオープン化によるサービス競争の促進【続き】

● 通信プラットフォーム機能のオープン化

- PSTNにおいて具備・アンバンドルされている機能を参考に、NGNにおけるネットワーク同士を接続するためのインターフェース(NNI)において、通信プラットフォーム機能の一定のオープン化を検討することが適当。
- コンテンツ配信事業者等の各種アプリケーションサーバとNGNを接続するためのインターフェース(SNI)における通信プラットフォーム機能のオープン化については、電気通信事業者同士の接続と異なり何らかの義務化の対象とはなっていないこと等を踏まえつつ、手法も含めた一定のオープン化の検討を進めることが適当。

● ネットワークの移行に伴う事業者間協議の在り方

- IP網同士の直接接続が増加すると想定される中、ネットワーク事業者間の接続を円滑化し、ブロードバンド普及促進を図る観点から、とりわけ接続料算定に係る事業者間協議の透明性を向上させることが必要。具体的には、協議のプロセス等について整理を図り、できる限り透明性の高い方法により事業者間で考え方を共有できるよう必要な取組を行うことが適当。
- 固定電話発携帯電話着通話について、料金設定事業者の違いによる料金体系の違いについて事業者や国から利用者に周知するよう努めるとともに、現状の料金設定の在り方について関係事業者間において必要な見直しを行うことが適当。

2 モバイル市場の競争促進

● 第二種指定電気通信設備制度※の見直し

※ 一定以上の端末シェアを有する携帯事業者に対し、接続料等の公平性・透明性等に関する規律を課す制度

- 端末シェア25%超となっている閾値を見直し、適用対象を拡大することが適当。

● 禁止行為規制※の見直し

※ 市場支配的な電気通信事業者に対し、市場支配力の濫用を防ぐ観点から、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的又は不利な取扱い等を禁止するもの

- 禁止行為規制の適用対象に関する基本的な考え方は維持しつつも、禁止行為等規定適用事業者指定ガイドラインの規定の整理・合理化を行うこと等により、基準の明確化を図ることが有益であり、同ガイドラインについても必要な見直しを行うことが適当。
- 公正競争環境確保の観点から現時点において直ちに現行の規制内容を見直すことが必要とまではいえないが、禁止行為規制が結果として国際競争力やユーザ利便を損なうこととならないよう、制度の慎重な運用や、適時適切に見直しを行っていくことが適当。
- 総務省・公正取引委員会の共同ガイドラインの見直しにより一層の透明化が図られる余地がないかどうか検討を進めるべき。

● MVNO事業化ガイドライン※の見直し

※ MVNOの関連法規の適用関係の明確化を図ることを目的として、2002年5月に策定・公表(2007年2月改定、2008年5月再改定)

- MVNOがMNOからネットワークの提供を受ける形態について、卸電気通信役務と接続のどちらか一方の形態に限定することは、現時点では適当ではない。
- 接続応諾義務に関し、これまでの累次の解釈を整理し、MVNO事業化ガイドライン等において接続拒否事由の明確化を図ることが望ましい。

2 モバイル市場の競争促進【続き】

- ネットワークレイヤーにおけるMNOの「ダムパイプ化」への対応
 - ネットワークレイヤーの上位・下位のレイヤーの動向と、これら上位・下位のレイヤーがネットワークレイヤーにどのような影響を及ぼしているかを注視することが望ましく、競争評価の取組の中で分析を行っていくことが適当。
- サービスプラットフォームの多様化に対応した取組
 - 新たなサービスプラットフォーム（課金、認証機能の提供を通じてコンテンツ取引を可能とするサービス等）の進展・普及状況について、競争評価の取組の中で分析を行っていくことが適当。

3 線路敷設基盤の開放による設備競争の促進

● 電柱・管路等の使用に関する手続の簡素化・効率化等

- 電柱・管路の使用の手続に関する簡素化・効率化のために、手続の電子化を進めることが有効。
- 総務省において、地方公共団体における申請等の電子化や書類の様式の標準化等について促すとともに、電気通信事業者からの具体的な改善要望を集約し、国土交通省や地方公共団体に対して伝達する仕組みを構築することが望ましい。

● マンション向け光屋内配線の開放

- 転用手続や条件等の転用ルールに係る具体的内容ができる限り速やかに整理されるよう、事業者間協議の一層の促進を図ることが適当。

● 地中化エリアへの対応

- 光ファイバの部分的な開放について、まずは事業者間協議において具体的な課題を整理する必要がある。ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当。

● ローミングに関するルールの在り方

- 両当事者が合意していない場合にまで一般的にローミングを義務付けることは適当でない。
- 緊急通報(110番、119番等)のローミングの早期実現に向け、検討を行う場を早急に設けることが適当。

4 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証の在り方等

● 公正競争環境の検証の在り方

- 2010年12月に総務省が策定・公表したブロードバンド普及促進のための「基本方針」において掲げている毎年度の継続的なチェックのための新たな公正競争環境の検証のための仕組みとして、①ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証、②NTT東西等における規制の遵守状況の検証の2つを柱とする「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」を創設し、2012年度より運用を実施すべき。
- 公正競争レビュー制度の運用に当たり、競争評価の取組を一層活用することが求められる。

● 今後の市場環境の変化等を踏まえた競争ルールの枠組み

- 「基本方針」において掲げている包括的な検証の結果、競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合には、指定電気通信設備制度及びNTT等に係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の枠組みの見直しについても検討することが必要。

5 本検討のフォローアップについて

- 2012年以降も「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」を存置した上で、上記公正競争レビュー制度に基づく検証の結果等について調査審議するとともに、将来新たに課題等が生じた場合には、適時適切に検討を行うことが必要。

NGNのオープン化

- NGNの中継局接続機能、收容局接続機能、NNIにおける通信プラットフォーム機能のオープン化については、「PSTNマイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場」において、議論が進められているところ。 参考資料1～3
- SNIにおける通信プラットフォーム機能のオープン化については、NTT東西と関係事業者との間で意見交換が行われているところ。 参考資料2

アクセス回線におけるサービス競争の現状

- アクセス回線におけるNTT東西の設備構築状況とサービス競争の関係について、2012年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申において、「光配線区画を拡大し、1の局外スプリッタ(1芯光ファイバ)がカバーする世帯数を増大させることによって、收容率をより容易に高めることが可能となる」との観点から、光配線区画の見直しを図ることが適当とされた。これを踏まえ、NTT東西は既存の光配線区画を見直すと同時に、それとは別に、新たに接続事業者向けの光配線区画の設定を行うこととしている。 参考資料4
- 配線ブロック情報の開示の在り方を見直すため、今後、情報開示告示の改正を予定。 参考資料5
- 接続事業者から示されたGC接続類似機能等のサービス競争促進に関する提案については、情報通信行政・郵政行政審議会において、多角的な調査・審議が行われた。光配線区画の拡大とその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入が適当との同審議会答申を踏まえ、2012年度一芯単位接続料に係る乖離額補正認可の際に条件として付したところ。これを踏まえ、加入光ファイバ接続料に係るエントリーメニューについて、NTT東西より、2012年6月19日に接続約款変更に係る認可申請が行われ、6月26日に総務大臣より同審議会に諮問を行った。 参考資料6

ネットワーク移行に伴う事業者間協議の在り方

- 事業者間協議における透明性向上について、答申を踏まえ、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」を策定（2012年7月27日公表）。 参考資料7
- 固定電話発携帯電話着通話サービスに係る料金設定の在り方について、次の取組を実施。 参考資料8
 - 総務省から、携帯電話事業者に対して、主に①料金体系の違いに係る利用者への周知と②料金設定の在り方に係る必要な見直しの検討を要請（2012年4月13日）。これを踏まえて、各事業者が取組を検討中。（一部事業者（NTTドコモ）は、自社ホームページ内での料金体系の差違の周知、固定電話発携帯電話着通話料金の引き下げの発表を実施。）
 - 総務省ホームページ内において、料金設定事業者の違いによる料金体系の違いについて説明。

「モバイル市場の競争促進」に関する取組状況

第二種指定電気通信設備制度の見直し

- 第二種指定電気通信設備の指定の基準を端末シェア25%超から10%超に改めることを内容とする電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の改正を実施(2012年6月19日公布・施行)。 参考資料9
- 今後、情報通信行政・郵政行政審議会に対し、関係告示の改正について諮問予定。

禁止行為規制関係ガイドラインの見直し

- 禁止行為規制の対象となる携帯電話事業者の指定基準の更なる明確化を図るため、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」を策定(2012年4月27日公表)。 参考資料10
- 禁止行為規制の内容の更なる明確化等を図るため、総務省・公正取引委員会の共同ガイドライン「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定を実施(2012年4月27日公表)。 参考資料11

MVNO事業化ガイドラインの見直し

- MVNO・MNO間の接続に関する接続拒否事由の更なる明確化を図るため、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の改定を実施(2012年7月27日公表)。 参考資料12

競争評価における上位・下位レイヤーに関する分析

- 「電気通信事業分野における競争状況の評価2011」において、移動系データ通信市場の分析・評価に当たり、上位・下位レイヤーの動向を補完的に勘案した上で評価結果案を取りまとめ、現在意見募集を実施中(2012年8月16日まで)。

参考資料13

「線路敷設基盤の開放による設備競争の促進」に関する取組状況

電柱・管路等の使用に関する手続の簡素化・効率化

- 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の運用状況（電柱・管路等の貸与実績）について、情報通信審議会電気通信事業政策部会に報告（2012年4月17日）。 参考資料14
- 道路占用許可等の手続に関する改善要望について電気通信事業者から募集中。

マンション向け光屋内配線の開放

- マンション向け光屋内配線の転用に当たっての具体的な諸課題を整理するために、NTT東日本と要望事業者（KDDI）との間で、個別物件でトライアルを実施することで合意。 参考資料15

加入光ファイバの部分的な開放

- NTT東日本と要望事業者との間で協議が進められているところ。 参考資料15

携帯電話の緊急通報ローミングに関する検討

- 電気通信事業者協会の安全・信頼性協議会に「携帯緊急通報ローミング検討会」を設置し、携帯事業者を中心に緊急通報のローミングに関する技術的な検討を実施中（本年秋を目途に結論）。 参考資料16

「今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証の在り方等」に関する取組状況

公正競争レビュー制度の創設・運用開始

- 毎年度の継続的なチェックのための新たな公正競争環境の検証の仕組みとして、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」(以下「公正競争レビュー制度」という。)を創設し、ガイドラインを策定(2012年5月18日公表)。
- 公正競争レビュー制度における検証事項のうち、「NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」に関し、意見募集を実施(2012年7月7日～8月8日)。
- 公正競争レビュー制度における検証事項のうち、「ブロードバンド普及促進に係る取組状況等の検証」に関し、暫定検証を実施(2012年5月18日公表)。

公正競争レビュー制度と競争評価の連携

- 「電気通信事業分野における競争状況の評価2011」において、移動系データ通信を分析・評価の対象に追加し、上位・下位レイヤーの動向を補完的に勘案するとともに、戦略的評価として、FTTH市場における事業者間取引の状況について分析を実施(評価結果案は2012年8月16日まで意見募集中)。参考資料17
- 競争評価における分析を公正競争レビュー制度の「ブロードバンド普及促進に係る取組状況等の検証」に関する暫定検証に反映。